



京丹後市

商工会だより

2021

7

月号

協働・共感で響きあう まちづくりをLEADする 京丹後市商工会

【京丹後市商工会】〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1

TEL:0772-62-0342 FAX:0772-62-3553 URL:https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp



●網野支所/TEL:72-1863 ●大宮支所/TEL:68-0038 ●丹後支所/TEL:75-2222 ●久美浜支所/TEL:82-0155 ●弥栄支所/TEL:65-3137(火・金のみ)

令和3年度 京丹後市商工会 織物関連業小規模生産基盤整備事業費補助金のご案内

京丹後市と京丹後市商工会では、織物業の振興と発展を図るため織物業の生産基盤整備に係る取り組みに対して、必要な経費の一部を補助し支援します。

申請期間
令和3年
8月13日(金)まで

※申請状況によって受付期間を延長する場合があります。その際は、当会HPで告知します。

対象企業 次①及び②いずれにも該当する方
①京丹後市内に事業所を有する個人事業者または法人事業者で、事業(取組み)の実施場所が京丹後市内であること
②織物業・撚糸業・整経業・紋工業・精練整理加工業

補助事業の対象 織物業及びその関連産業の事業者が小規模な基盤整備のために市内で行う生産設備の新設、更新、改良事業

対象経費 機械装置購入費、備品購入費、外注加工費、運搬費、設置費、消耗品購入費等
※消費税は対象外
※補助対象経費の合計が3万円未満又は30万円以上の場合、対象となりません。

補助率等 【補助金額】補助対象経費の3分の1以内の額(千円未満切り捨て) 上限10万円
※但し、同じ事業(取組み)で国や府、市等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、または受けることが決まっている場合は、対象外となります。

交付申請 交付申請の際は、商工会職員に相談のうえ、次の書類をご準備ください。
・交付申請書 ・実施計画書(別紙1) ・事業収支予算書(別紙2)
・見積書の写し(令和3年7月12日発行以降のもの)
・営業実態証明書(商工会員以外の方)

対象事業期間 7月12日～令和4年1月31日までに実施される事業が対象

補助金の交付 ※交付事業者には、補助金額を決定し通知します。
・補助金は予算の範囲内で交付しますので、交付決定額は申請額を下回る場合あり。
・交付申請書の提出があっても、申請内容によっては不交付となる場合があります。
※補助金の支払いは、事業(取組み)終了後の精算払いとなります。

実績報告 ※補助事業終了後、30日以内又は、2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書、事業結果報告書、事業収支決算書、補助金請求書を提出すること。
※事業完了を証明する写真及び、金融機関への振込依頼書の写しもしくは、通帳の該当欄の写し等振込にて精算したことがわかる資料の添付が必要です。

【事業の変更・中止等】 事業の途中で、導入する小規模設備の変更または中止する場合は「変更(中止)承認申請書」を提出し、事前に承認を受ける必要があります。事業経費を変更する場合は、変更後の見積書の写しも添付して下さい。なお、対象事業費が増えても、補助金の増額は認められません。

【その他】
*交付決定前に完了した事業(取組み)や終了した事業(取組み)は、補助対象外。
*必要に応じて、補助対象事業の遂行や収支の状況について報告を求めたり、本会職員及び京丹後市職員による現地調査を行う場合があります。
*京丹後市商工会会員事業所以外の方は「営業実態証明書」の添付が必要です。「営業実態証明書」の発行には1,500円の発行証明手数料が必要です。
*補助金を目的外に使用した場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還を求められることがあります。

申込み・お問合先 京丹後市商工会 【本所】☎0772-62-0342 【大宮支所】☎0772-68-0038
【網野支所】☎0772-72-1863 【丹後支所】☎0772-75-2222
【弥栄支所】☎0772-65-3137 【久美浜支所】☎0772-82-0155

危機克服緊急連携支援補助金

募集期間

令和3年
8月6日(金)まで
郵送提出のみ受付

【郵送提出・当日消印有効】
※受付は随時行いますが、締切後、補助要件の確認や評価により、不採択になる場合や、申請額から減額となる場合があります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化によって、売上減少など事業継続の危機に瀕する企業等が、深刻な局面を打開するために連携して行う新たな事業を支援します。

対象者 新たな事業を共同で行う2以上の企業等による“新しい”(*)企業等グループ又は組合
(*)定義については募集案内等でご確認ください。

補助対象事業 新しい企業等グループが新たに行う
①共同事業(必須):グループ又は組合が連携して取り組む事業のこと
②付随する各事業者の事業:各事業者が共同事業に関連してそれぞれ行う単独事業のこと

対象経費 ①旅費、②直接人件費、③材料費・消耗品費、④財産購入費等・備品購入費等、⑤外注・委託費、⑥その他直接経費
※グループ又は組合の構成企業等間の取引は対象外

取組例 対象事業:複数企業が連携して行う新たな取組

- 観光客減少や飲食店休業等の影響を受ける和菓子屋と茶流通業者が、京都産農産物を用いた新商品を開発、オンライン販売サイトを構築
- 感染拡大の長期化に伴い在庫を抱える農家、食品メーカー、飲食店が、共同で冷凍倉庫と契約し通販事業を立ち上げ
- イベントでの対面販売を主としていた民芸品製造者らが合同でオンライン手芸セミナーを開催し顧客を開拓

実施期間 令和3年7月7日(水)～令和3年12月31日(金)

補助率 補助対象経費の2/3以内

補助上限額

20万円×事業者数 + 10万円【2~4者の場合】 50万円【5~9者の場合】 100万円【10者以上の場合】 ≤ 最大500万円【1グループ・組合】

※グループ全体又は組合全体の補助上限額であり、その構成企業等各社の補助金額は、その範囲内で任意の額です。
※複数のグループの事業には参画できません。(1企業等1申請限り)
※京都府の予算の都合上、交付申請額より減額した交付決定となることがありますので、予めご了承ください。

◆申請についての詳細は、募集案内・交付要領等を御確認ください。
京都産業21ホームページ
https://www.ki21.jp/kobo/r3/corona_hojyokin/20210707/

応募・お問合先 公益財団法人京都産業21 危機克服緊急連携支援補助金センター
〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター2階
TEL:075-315-1039 E-mail:kikikokufuku@ki21.jp

月次支援金の申請サポートを行っています

申請期間 4月、5月分 6月分 7月分 8月分
6月16日～8月15日 7月1日～8月31日 8月1日～9月30日 9月1日～10月31日

申請の流れ

- 1 月次支援金HPの仮登録画面にてメールアドレスや電話番号等を入力し「申請ID」を発番する。
一時支援金の「申請ID」をお持ちの方は、同じ「申請ID」で申請できるので発番は不要です。
- 2 必要書類等を準備する。
2019年・2020年の確定申告書類、対象月までの売上台帳、取引先情報一覧、宣誓・同意書など。
なお、一時支援金を申請済みの方は、添付書類等の添付について省略できるものがあります。
- 3 月次支援金ホームページで登録確認機関を検索し、「事前確認」を行う。
「一時支援金」にて事前確認がお済の方は、新たな事前確認は不要です。
- 4 マイページより申請する。

国の月次支援金の申請が6月16日より始まっておりますが、申請はオンライン申請のみとなっております。京丹後市商工会では商工会員に限定して「事前確認」および申請に係る操作が不慣れな方を対象に「申請サポート」を行っておりますので、まずは商工会本所・支所までお問合せください。

8月31日まで 申請サポート(要予約) 毎週月曜日、水曜日、金曜日(祝日除く)
【時間】9:00～、10:30～、13:30～、15:00～
【場所】京丹後市商工会本所(峰山町杉谷836-1)

事前確認 本支所窓口へ備え付けてある申請フォームに必要事項を記入し窓口へ提出してください。
「一時支援金」にて事前確認がお済の方は、新たな事前確認は不要です。

予約申込・お問合先 京丹後市商工会 【本所】☎0772-62-0342 【大宮支所】☎0772-68-0038 【網野支所】☎0772-72-1863
【丹後支所】☎0772-75-2222 【弥栄支所】☎0772-65-3137 【久美浜支所】☎0772-82-0155

